

給与の種類		支 給 条 件		支給日	備考	
		支給対象者	支給率又は支給額			
手 当	5 特殊 勤 務 手 当	(3) 対外運動競技等の生徒引率による指導業務	日額 1,200円			
		(4) 部活動における児童又は生徒に対する指導業務	日額 500円		53.7.14	
	へき地公署 勤務職員の 手当 (へき地学 校長期勤 務手当)	職員が次の公署(学校)に次の期間を超えて勤務したとき。 特地公署級別(へき地学校級別) 期間			翌月の給料 支給日	52.4.1
		2 級 (1 級) 4年	月額 2,500円			
		3 級 (2 級) 3年	月額 3,800円			
		4 級 (3 級) 3年	月額 5,100円			
		5、6 級 (4、5 級) 2年	月額 6,300円			
	特殊教育諸 学校勤務手 当	盲学校、聾学校又は養護学校に勤務する職員 (給料の調整額、給料の特別調整額の支給を受ける者を除く。)が当該職務に従事したときに支給される。	月額 4,200円		同 上	同 上
	栄養管理業 務手当	栄養士である職員が調理室内において栄養管理業務に従事したときに支給する。	日額 200円		同 上	同 上
	調理給食等 作業手当	主任調理員、主任給食員、調理員又は給食員が調理、給食等の業務に従事したとき。	月額 4,200円		同 上	同 上
6 特地勤務手 当等 (へき地手 当等)	山間地その他交通の著しく困難な地に所在する公署として人事委員会規則で指定する公署に勤務する職員	6 級(5)(給料+教職調整額+扶養手当)×25% 5 級(4) 同 上 ×20% 4 級(3) 同 上 ×16% 3 級(2) 同 上 ×12% 2 級(1) 同 上 × 8% 1 級(準1) 同 上 ×4%		給料の支給日		
	特地公署又は準特地公署への異動に伴って住居を移転した職員には、特地勤務手当に準ずる手当が支給される。(6年間)	(給料+教職調整額+扶養手当)×4% 〔異動の日から起算して5年に達した後は2%〕		同 上	45.5.1	
7 超過勤務手 当 休 日 給	正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員。 ○午後10時から午前5時の勤務	1時間の額 $\frac{(\text{給料}) \times 12 \times 1.5}{52 \times 44}$		翌月の給料 支給日		
	○上記以外の時間の勤務 ○休日の勤務	1時間の額 $\frac{(\text{給料}) \times 12 \times 1.25}{52 \times 44}$				
8 宿日直手当	宿直又は日直勤務等を命ぜられた職員。 宿直又は日直	1回につき 2,700円		同 上	55.4.1改定	
	土曜日の半日直	1回につき 1,350円				
9 期 末 手 当	基準日に在職する職員及び基準日前1月以内に退職又は死亡した職員。	(給料+教職調整額+扶養手当) ×期間率			51.4.1	
	3月1日	$\frac{50}{100}$		3月15日		
	6月1日	$\frac{140}{100}$		6月15日		
	12月1日	$\frac{190}{100}$		12月5日	53.12.23	
10 勤 勉 手 当	基準日に在職する職員及び基準日前1月以内に退職又は死亡した職員。	(給料+教職調整額)×期間率			51.4.1	
	6月1日	$\frac{50}{100}$		6月15日		
	12月1日	$\frac{60}{100}$		12月5日		